

**香川県水防計画策定及び河川現況調査業務
仕様書及び標準歩掛**

令和4年12月

香川県土木部 河川砂防課

1. 適用範囲

本仕様書・歩掛は、香川県が発注する「香川県水防計画策定及び河川現況調査業務委託」に適用する。

2. 業務目的

本業務は、県内の1級河川（指定区間）及び2級河川の重要水防区域を把握し、資料を収集整理することで、水防活動時の基礎資料を作成するとともに、現在公表している「香川県水防計画」を修正し、次年度の「香川県水防計画」を作成するものである。

また、1級河川（指定区間）、2級河川及び準用河川の整備状況について、県土木部河川砂防課が保管する既存現況図や別に定める調査要領を基に、河川整備現況図ならびに調書を作成し、治水計画の立案や河川行政の基礎資料とするものである。

3. 業務内容

(1) 打合せ協議

本業務に関する打合せ協議については、以下の時点で実施するものとするが、その他、必要に応じ調査職員の指示に従い、その都度実施する。

- ① 業務着手時 1回
- ② 業務中間時 4回
- ③ 業務報告時 1回

(2) 資料の収集整理及び計画準備

本業務を実施するために必要な資料を収集整理するとともに、業務の計画を立案する。水防関係機関に対する資料収集は、発注者から依頼し収集することとするが、内容については十分に調査し、疑義がある場合は調査職員と協議すること。

河川現況調査については、調査の趣旨を十分理解し、その達成に向け、「河川現況調査調査要領（国土交通省発行）」を把握したうえで業務の計画を立案すること。

(3) 現地踏査

現地踏査は、本業務の対象河川において本業務契約年度に改修や災害復旧等をおこなった箇所、河川整備状況について、各土木事務所及び小豆総合事務所等で聞き取りを実施し、それぞれの箇所について調査するとともに、現地踏査記録簿を作成することとする。なお、記録簿の様式は調査職員と協議のうえ決定する。

(4) 水防計画策定

1) 水防計画の修正

資料収集や現地踏査により得た内容を基に、現在公表している水防計画を修正する。

また、水防法の改正及び国土交通省発行の「水防計画作成の手引き（都道府県版）」などに基づく発注者からの指示事項により修正する。

2) 河川重要度区域要覧図の修正

水防計画に添付の「河川重要度区域要覧図」を修正する。

なお、図面修正は見え消し等によりおこない、印刷原版修正や印刷業務は含まない。

3) 河川重要水防区域の危険度判定の修正

各土木事務所等からの聞き取り結果を基に、水防計画の河川重要水防区域の危険度判定(区分延長及び評定)を修正する。

4) 事務所配布用資料の作成

上記の河川重要水防区域の危険度判定について事務所ごとに整理し、事務所配布用資料としてとりまとめる。

(5) 河川現況調査

1) 河川整備現況図の作成

県土木部河川砂防課が保管している、国土交通省の調査要領に従い作成した既往の河川整備現況図を基にして、県土木部河川砂防課、各土木事務所等の指示確認を得て修正整理し、年度末における原案図を作成する。

2) 河川整備調書の作成

① 既往の河川整備現況図及び各土木事務所等からの聞き取り調査による河川整備延長等を基にして、河川整備調書を作成する。

② 多自然型工法による河川護岸延長についても各土木事務所等の聞き取り調査を基に調書を作成する。

③ 年度末に竣工した香川県内の多自然型護岸延長をとりまとめ、護岸をA～Dのランクに分けそれぞれの延長を予算別（公共・単独）、河川別に一覧表にする。ランク分けは以下による。

A：植生による川

B：コンクリートを使用していない川

C：コンクリートの見えない川（法枠等によって植生している河川も含む）

D：コンクリートの見える川

(6) 報告書作成

業務の作業結果をとりまとめ、整理をおこない、報告書及び以下の成果物を作成する。

1) 水防計画策定

- ・ 現地踏査記録簿 1部
- ・ 水防計画修正内容整理簿 1部
- ・ 次年度 香川県水防計画 本編・資料編（赤書き修正） 各1部
- ・ 次年度 香川県水防計画 添付図面（見え消し修正） 1部
- ・ 事務所配布用資料（5事務所分） 各1部

2) 河川現況調査

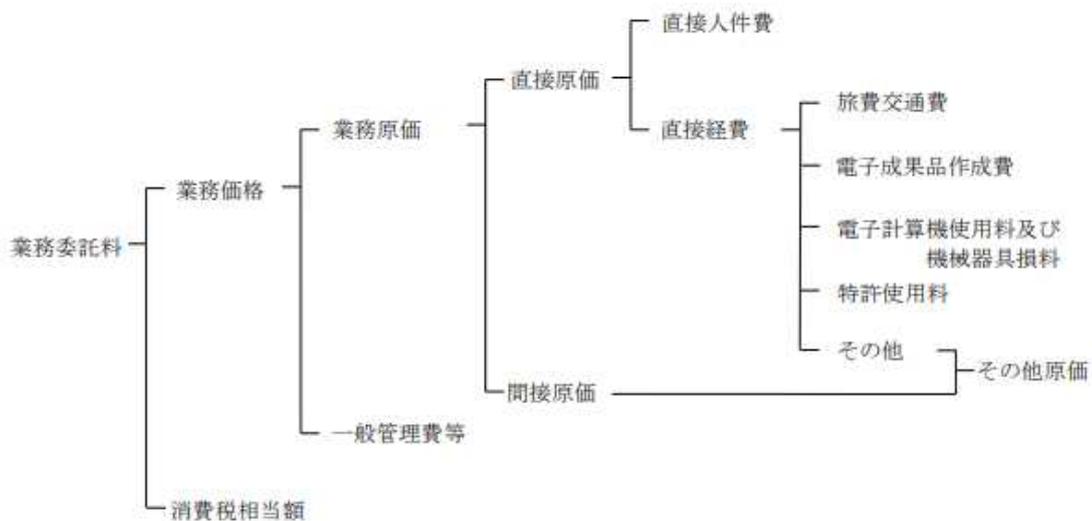
- ・ 河川整備現況図 各2部
- ・ 河川整備調書 各2部

3) 電子成果物

2部

4. 構成

(1) 業務の体系



(2) 直接人件費

項目		構成					備考
		主任技師	技師A	技師B	技師C	技術員	
打合せ協議※1							
資料の収集整理及び計画準備		1.50	1.50	2.00	2.00		
現地踏査	50箇所未満	0.50			0.25	2.50	
	50～100箇所未満	1.00			0.50	5.00	
	100～200箇所未満	1.50			0.75	7.50	
	200箇所以上	2.00			1.00	10.00	
水防計画の修正					0.50	1.00	
河川重要度区域要覧図の修正		0.50			0.50		
河川重要水防区域の危険度判定の修正	50箇所未満	0.50			0.25	2.50	
	50～100箇所未満	1.00			0.50	5.00	
	100～200箇所未満	1.50			0.75	7.50	
	200箇所以上	2.00			1.00	10.00	
事務所配布用資料の作成		0.50			0.50		
河川整備現況図の作成	50箇所未満	0.50	0.50	0.75		0.75	
	50～100箇所未満	1.00	1.00	1.50		1.50	
	100～200箇所未満	1.50	1.50	2.25		2.25	
	200箇所以上	2.00	2.00	3.00		3.00	
河川整備調書の作成	50箇所未満	0.10	0.20	0.40	0.35	0.10	
	50～100箇所未満	0.10	0.40	0.80	0.70	0.10	
	100～200箇所未満	0.10	0.60	1.20	1.05	0.10	
	200箇所以上	0.10	0.80	1.60	1.40	0.10	
報告書作成		0.50	0.50	0.50	1.50	1.50	

※1：打合せ協議は「設計業務等標準積算基準書」に基づき、土木設計業務として積算する。

(3) 直接経費

1) 旅費交通費

設計及び測量・調査業務等積算資料 第1編総則 第2章積算基準（参考資料） 第1節積算基準 1-3 旅費交通費 に準ずる。

2) 電子成果品作成費

設計業務等標準積算基準書 第1編測量業務 第1章測量業務積算基準 第1節測量業務積算基準 1-7 電子成果品作成費 に準ずる。